

●補足

要介護（要支援）認定申請中に暫定ケアプランでサービスを利用し、見込みと異なる認定結果が出た場合の「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」の取り扱いについては、下記のとおりです。地域包括支援センターと居宅支援事業所で連携し、「要介護・要支援認定申請取り下げ届出書」と同日に届出を行ってください。

※ 遅延申出書の提出は不要です。居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の欄外に認定結果が見込みと異なった旨の記載をお願いします。

記

- (1) 要介護見込みで居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書が提出済みの場合
  - ・認定結果 → 要支援遡及対象としますので、引継ぎ後速やかに届出書の提出を行ってください。月末までに認定結果がすぐに確認できない場合は、翌月に速やかに届出を行ってください。
- (2) 要支援見込みで居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書が提出済みの場合
  - ・認定結果 → 要介護遡及対象としますので、引継ぎ後速やかに届出書の提出を行ってください。月末までに認定結果がすぐに確認できない場合は、翌月に速やかに届出を行ってください。
- (3) 介護申請したが、結果が見込めず居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書が提出されていない場合
  - ・認定結果 → 要介護遡及対象としますので、引継ぎ後速やかに届出書の提出を行ってください。その場合「要介護・要支援認定申請取り下げ届出書」の届出は不要ですが、認定申請中に使用していた暫定ケアプランを添付してください。
- (4) その他
  - ・認定日から30日を超えて居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書が提出された場合は、原則遡及できません。（全額自己負担）
  - ・償還払い及び自己作成の取り扱いはできません。（やむを得ない事案などは別途ご相談ください）